

【パネルディスカッション】

パネルディスカッション

パネリスト 赤羽 史子

警察庁長官官房参事官 (犯罪被害者等施策担当)

新 恵 里

京都産業大学法学部准教授

増 井 敦

京都産業大学法学部准教授

基調講演者 小 西 聖 子

(武蔵野大学教授心理臨床センター長)

講演者 松 浦 賢 長

(福岡県立大学理事・教授)

片 岡 笑美子

(性暴力救援センター日赤なごやなごみセンター長)

コーディネーター 田 村 正 博

(京都産業大学社会安全・警察学研究所 所長)

司会 中村邦義

京都産業大学法学部教授

中村：パネルディスカッションの進行は、田村先生よろしく願いたします。

田村：皆様今日は前半の第1部基調講演、第2部講演をお聴きいただきました。これからパネルディスカッションに移ります。

基調講演者と講演者のお2人はご紹介済みですけれども、パネリストとして警察庁の赤羽参事官、京都産業大学社会安全・警察学研究所の所員であり法学部准教授の新恵里准教授と増井敦准教授に参加していただきます。まずパネリストから関連したコメント等をお話ししていただき、その後で皆様にお出しいただきました質問を基に議論をしてみたいと思います。また、その中で、参考資料等を提出していただいたフロア参加者の方々にも若干ご発言をいただきたい、そのように思っています。

それでは、まずトップパッターとして赤羽参事官、お願いします。

赤羽史子 政府における性犯罪被害者等のための施策

赤羽：平成30年4月から警察庁で犯罪被害者等施策を担当させていただいています赤羽と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。私からは、現在、政府において、性犯罪等の被害に遭われた方のための施策として、どのような取組が行われているかをまず簡単にご紹介させていただきたいと思えます。

現在、政府全体として取り組んでいる犯罪被害者等のための施策は、ご承知のとおり犯罪被害者等基本計画により推進されています。この基本計画は、犯罪被害者等基本法という法律に基づいて定められた、計画期間を5カ年とするいわゆる5カ年計画で、現在は第3次基本計画の4年目に当たります。今年の4月から5年目に入るところです。

さて、性犯罪等の被害に遭われた方のための施策として、現行の第3次基本計画に盛り込まれている施策のうち、代表的なものをご紹介させていただきたいと思えます。その前提としまして、まず基本計画の作りについて簡単にご説明しますと、これまでの第1次、第2次、そして第3次まで全て共通ですが、4つの基本方針が定められていまして、その方針の下で関係省庁がそれぞれ、かつ横断的に5つの重点課題に取り組むことになっています。そして、各重点課題ごとに必要な施策が盛り込まれています。



4つの基本方針の具体的内容につきましては、私の資料「第3次犯罪被害者等基本計画における性犯罪被害者支援の取組」の左側の「基本方針」に書かれているところをお読みいただければと思います。基本方針の2番目に「個々の事情に応じて適切に行われること」とされているのですが、現行の第3次基本計画では、その前文で、性犯罪等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていかなければならない旨明記されていることが一つの特徴的なところかと思えます。

次に、5つの重点課題の内容につきましては、先ほどの表の右側の第1から第5まで書かれているタイトルの部分がその内容となっています。主な施策を簡単にご紹介いたしますと、まず重点課題の1つ目の「損害回復・経済的支援等への取組」の関係では、例えば1つ目のポツですが、性犯罪被害者の医療費の負担軽減として、緊急避妊等に関する費用やカウンセリング等の心理療法の費用について公費で負担をする取組を行っています。

2つ目の重点課題の「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の関係では、PTSDで苦しむ方について、診断や治療にかかる医療保険の適用の範囲を拡大し、治療の可能な医療機関についての情報提供を行うなどしています。また、

先ほど御講演がありました、ワンストップ支援センターの設置を促進しています。さらには、二次的被害を防ぐため、職員に対する研修を充実させ、警察においては女性警察官の配置を進めているほか、刑事訴訟においては性犯罪被害者の方が証人として証言を行う際等の心理的負担や不安を軽減するためのビデオリンク等の措置が適切に運用されるように努めています。

3つ目の重点課題の「刑事手続への関与拡充への取組」の関係では、例えば警察において被害の届出があった場合には、その内容が明白な虚偽または著しく合理性を欠くものである場合を除いて、迅速・確実に受理するように努めています。また、性犯罪の被害に遭われた方が、警察へ届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が受診時にこれを採取するための資機材を医療機関に試行的に整備するなどの取組を行っています。

4つ目の重点課題、「支援等のための体制整備への取組」の関係では、性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実として、24時間子供SOSダイヤルを設置し、カードやリーフレットを配布するなどして、児童や保護者に周知を図るといった取組があります。あるいは、都道府県警察において性犯罪被害者から被害相談を受けるための性犯罪被害相談電話窓口を設置し、相談室を整備するなどして、情報入手の利便性の拡充を図っています。また、各都道府県警本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受管理体制および相談室が整備され、平成29年8月に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号、#8103（通称「ハートさん」）を導入する取組を行っています。

最後に、5つ目の重点課題であります、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の関係では、一般国民に対する広報、啓発活動などを実施して、性犯罪の被害者も含めた犯罪被害者の方々の置かれた状況や支援の必要性について理解を深めていただくような取組を行っています。

次に、第4次男女共同参画基本計画を表紙とする資料（別添資料3）をご覧いただきたいと思います。政府においては、男女共同参画社会の実現という少し異なる観点から、こちらも5カ年計画ですけれども、男女共同参画基本計画を策定して施策の推進を図っていますが、その中で強調されている視点の一つに、女性に対するあらゆる暴力の根絶があり、この視点からの施策が性犯罪の被害者の支援のための施策と重なるところが多いことから、今回併せてご紹介させていただくものです。こちらについては内閣府が所管してまして、今日お配りした資料は、このシンポジウムに参加させていただくに当たり内閣府から提供を受けたものです。この内閣府の資料の1枚目と2枚目は、現行の第4次男女共同参画基本計画の概要をまとめたものです。

内閣府の資料の2枚目を見ていただきますと、左側に政策領域として、ローマ数字のIからIVまで並んでいて、このうち政策領域II（安全・安心な暮らしの実現）の中に、「⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶」と書かれています。そして、その右側に具体的な施策が書かれています。この施策の内容を詳しく書いたものが、その次のページ（3枚目）の資料ですので、ぜひ御参考にご覧いただければと思います。

4枚目は、ワンストップ支援センターに関する御参考資料です。こちらも内閣府の所管ではありますけれども、次の5枚目に、先ほどから小西先生の御講演にもありましたが、ワンストップ支援センターを各都道府県に最低1カ所設置するという目標があり、設置自体は前倒しで達成されたことが書かれています。

簡単ではありますが、これが現行の政府の基本計画の説明です。現在は、犯罪被害者等基本計画の4年目ということで、次の第4次犯罪被害者等基本計画策定に向けて、有識者の先生方の会議が開始されたところです。第4次基本計画策定に向けて、昨年の夏に全国の犯罪被害者の方、また犯罪被害者支援団体の方からたくさんの御要望や御意見を直接頂戴しています。頂いた御要望や御意見を踏まえて、議論すべき論点を整理して、今後その論点を一つ一つ有識者の先生方に御議論いただいて、第4次基本計画の策定の準備を進めるところです。議論していただく論点の一つとして、性犯罪

も含めた被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援のあり方について取り上げさせていただく予定です。

具体的には、昨夏の御要望、御意見聴取でも頂戴した御意見ですが、ワンストップ支援センターにおける支援をより充実させてほしい、設置数を増やしてほしい、男性やLGBT又は障害を持っておられる方に対応するための研修を実施してほしい、性犯罪等の犯罪被害に遭った子どもとその家族に対する支援を充実させてほしい、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進を進めてほしい、被害者の視点を踏まえた加害者処分を充実させてほしい、民間団体の活動促進を図ってほしいなどという御要望、御意見を頂戴していますので、これらを踏まえて、今後議論を重ねていく予定です。駆け足で恐縮ですが、私からは以上です。

新恵里 被害者学の立場から

新：こんにちは。京都産業大学の新と申します。私からは、研究所の中では私が被害者学を専門にしていることもあって、本日は被害者学的な立場からということで、本日基調講演・講演をしていただいた先生方のお話の中から、少しコメントをさせていただければと思います。話題提供メモ（別添資料4）と資料を少しお目通しいただければと思います。

私自身、被害者支援、被害者問題を専門に研究するようになった、まさに駆け出しの頃に小西先生にお会いしました。まだ学生時代だったのですが、1990年代後半に、当時東京医科歯科大学にいらっしゃったときに、犯罪被害者相談室をつくられて、被害者支援の民間の先駆けのようなときに本当に奮闘していらっしゃって、どきどきしながらお邪魔させていただいたことを覚えています。当時とあまり変わっていないこと、それから、だいぶ驚くほど変わったこと、いろいろありますよねというお話を実は先ほどもさせていただきました。だいぶ変わったところで申し上げますと、先ほどもお話のあった、例えばワンストップ支援センターなど民間の犯罪被害者支援の設立に加えて、なるべく一つの機関で性暴力の被害者の方が負担なく支援を受けられるという、こういったセンターもできることが、本当に急速に整えられてきました。その意味では、被害者の方への支援の受け皿は一定整えられてきたように思います。

特に私は実は90年代の後半に小西先生とお会いする前に、しばらくアメリカで民間の被害者支援センター、Rape crisis centerで研修生として、学生の頃に留学していました。アメリカは当時、先ほどご紹介のあったSANEという性暴力の専門の看護師がいらっしゃって、レイプキットが備えられていて、すぐに付き添いのボランティアなりスタッフがきちんといろいろな説明をして、事件化をするか、採取をするか、カウンセリングをどうするか、本当に急性期の今日泊まる場所をどうするかといった支援をしていました。そういうところを見ていて、先ほどもあったように、性暴力の被害者支援の一つのスタンダードとして、今いろいろなセンターができていて、多様にやっておられる話がありましたけれども、アメリカも日本もそうで、事件直後からまず早期である、できれば24時間体制であること。そして、心ももちろんですけれども、やはりまず被害者の方の体のケアがきちんとできること。被害が終わって、ここが安全であって安心できるという場所に被害者の方がきちんと移れること。そういった支援ができる施設が整えられている重要性を私も感じておりましたので、どういう形の支援体制のセンターであっても、それがスタンダードになっていくような体制になればいいのではないかと伺っていて思いました。

その意味では、医療や精神サポート、それから法的な問題の相談など多機関の連携を密にしていったり、支援の層を厚くしていったりということが今後の課題にはなっていくだろうと思います。しかし、私の感覚ではかなり急ピッチでいろいろなセンターができてきて、完全に十分でないにしろ、非常にその部分では整えられてきたのではないかと思います。

その中で、今申し上げた医療的なケアが受けられる中で、そういった支援センターが存在することによって、被害が届けられる、あるいは、やはり処罰感情が当然出てきますので、そのときのために証拠が採取できる。事件化をするこ

とについて、それは私自身も被害者の大切な権利だと思っているのですが、それをもう少し共有できればということで、実は冒頭に田村先生からご紹介がありました、昨年度発行しましたハンドブックです。これは子ども虐待向けのハンドブックではあるのですが、子ども虐待の場合は事件化することに非常に慎重であったりすることが多いのですが、それであっても子どもにとっても被害者として大切な権利であることと、事件化をすることで被害者の心にプラスになるものをもっと少し共有してもいいのではないかと、研究・調査をしている中で感じたので、ハンドブックの中に記させていただきました。ハンドブックをダウンロードしていただければと思いますし、「第3 刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について」は、実はページ数が4ページしかありませんので、縮小コピーして皆さまの資料の中に同封させていただきます（別添資料5）ので、それをまたご覧いただければと思います。中身については今日は省略させていただきますけれども、よろしく申し上げます。

私が本日コメントとして一つ挙げさせていただこうかと思っていたのは、そういった受け皿ができつつある、あるいはできている中で、支援にたどり着かない、支援まで届かない被害者、あるいは支援に乗れない被害者、そういった被害者の方へのアプローチをどうすべきかが次に考えなければならぬことではないかと思っています。先ほどから小西先生の基調講演や、片岡先生のお話でもありましたように、特に若年のケースについてはそうですが、性被害者の方は元々生きづらさを抱えたり、家庭の中で居場所がない、孤立をしている、あるいは虐待に遭っていたり、性虐待に遭っていたり、家庭の中で完全にネグレクトの状態であったりします。何らかの形で家にいづらい、いられないという女性、少女がSNSを利用したりといったところで自分の居場所を求めたり、そういった延長上で再被害に遭うことがやはり多いということは周知のとおりで、皆さんもご存じのとおりだと思います。けれども、被害者の方はなかなか自分で、あるいはそういった被害に遭ったので支援センターを利用しようかという人は、自分の力では届きません。

なぜそういったところに助けを求めないのでしょうか。一つには、当然ですがけれども、虐待の場合は大人から被害を受けているわけですから、大人など信用できませんし、大人への不信感が強かったりします。元々相談しても、いい結果に結び付いたことがないわけですので、相談する、助けを求めるというスタイルを持たないのです。あるいは、先ほどもありましたように、コミュニケーションを取ることが難しかったり、そういった精神的な問題を抱えていて、人間関係を結べない、それで自己表現が上手ではありません。

特に気になるのは、自己評価が低いことです。自分はこのような被害に遭ったと、被害に遭ったことは嫌だし、例えば妊娠などが心配だったり、非常に不安や心配を抱えたり、嫌だという思いはあっても、だからここに相談しようとか、自分はこのような被害に遭ってひどい、私は被害者だ、だからここに相談に来たいということではなく、自分の評価が非常に低いので、とても自分を大事にできていないわけです。「自分はこのような扱いを受けていい存在ではない」という思いがないわけなので、被害に遭いながら、自分の人生はこのようなものだとか、世の中はこのようなものだ、嫌だけれども何かそれを解決しようというふうには結び付かないのかなとも思います。

特にそういった被害者の方にどうやってアプローチしたらいいのかというと、先ほど少し、今の若い人はネットの世界で生きているので、その意味ではどこかそういう若者の世界の中にそういったところにアプローチして、迎えに行くことをしなければ難しいかと思っています。結局、SNSの世界にこういった支援センターのいろいろな啓発や、いろいろなものをしていても、自分の問題を解決してくれないと思っていると難しいのです。例えば自分のつぶやきに応じてくれる人のほうが、周りから見たらどんなに危ない人だ、危険だ、リスクがあると思っても、そちらのほうに行ってしまう。何か大人の用意したものよりも、そちらのほうが信用できてしまうのです。そういった現代の若者の生きている世界やニーズ、それから世界観に合わせなければ、なかなか支援に乗せていくことができないだろうと思います。被害者の気持ちや意思を権利擁護、アドボケート（代弁）できる支援者が必要だということを今日はコメントしておきたかったのです。

福岡県の条例に関して、性加害者への指導、相談についても私はコメントさせていただきかけたのですが、とりあえず話はここで切らせていただきます。すみません。長くなりました。失礼いたします。

田村：ありがとうございます。では、増井先生、お願いします。

増井敦 刑事法は性暴力被害者のために何ができるか

増井：刑法を担当しています、増井と申します。私は、どのような行為を犯罪として、どれほどの刑を科すべきかについて考える実体法である刑法を専門にしています。特に最近は親密圏内で行われる犯罪的な事態に対して、被害者にとって最もよい解決を考えたときに、どのような刑事的介入が望ましいかを研究しています。

それでは、レジュメ（別添資料6）に沿って報告をさせていただきます。「刑事法は性暴力被害者のために何ができるか」というタイトルを付けました。その答えは「適正な手続を経て、加害者に対し刑罰を科すことができる」というものです。これは刑事法だけが持つ被害者を支える特別な力だと言うことができます。

しかし、なぜ加害者に刑罰を科すことが被害者のためになるといえるのでしょうか。その答えは、最近の刑罰に関する研究から次のように説明されています。刑罰というのは、加害者への非難の表明といえます。そうすると、刑事手続において刑罰は、被害者が傷つけられたという事実が存在し、被害者が不当に傷つけられたことを確認し、そして加害者に対して非難を表明することになります。刑罰には、被害者の正当性を宣言し、被害者を擁護する働きがあるというわけです。

もう一つ、加害者への非難の表明は、加害者が有する被害者に対する責任に加害者がしっかりと応じるように働きかける作用も持っています。刑罰によって加害者に一定期間、不利益を甘受させ、規範的な働き掛けの対象とすることで、加害者が被害者に対して償いや謝罪、そこで改心を促す作用をしているわけです。

このように、刑事法は特別な力を持っているわけですが、同時に厳然たる限界があります。その限界は、具体的には「犯罪と刑罰はあらかじめ法律に定められていなければならない」という罪刑法定主義であったり、「特別な規定がなければ過失を処罰してはならない」という原則であったり、「疑わしきは被告人の利益」という検察官の挙証責任、「合理的な疑いを入れない程度の証明が必要である」という厳格な証明の要求、被告人の防御権の保障といったものが挙げられます。これらは憲法上の規律であると同時に、これらの諸原則を守るために刑法は存在しているとさえいえることができるものですので、これらの原則をゆるがせることはできません。

その結果、刑事法は刑罰という大きな力を持っている一方で、犯罪的事態による被害の一部に対してしか刑罰を科すことができないという限界を必ず抱えています。そこで、このような刑事法の特別な力と同時に存在する厳然たる限界を認めるならば、刑事法の持つ力を過大評価すべきではないと思われます。刑事法に過度に期待をすることによって、それが実現しない、期待があるが故に被害者をもう一度傷つけてしまうことがないようにすべきだからです。むしろ加害者の処罰は、被害者の多様なニーズに応える数あるオプションの一つにすぎないと位置付けることがふさわしいと思われれます。さらに、被害者の支援のみならず、犯罪的な事態が起きた場合の対応においても、刑罰が中心というよりも、被害者の回復への直接的な支援が中心となることが望ましいものだと考えています。

このような考え方から、ワンストップセンターの活動に目を向けていますと、これは医療的・福祉的支援を中心に置きつつ、同時に刑事手続による加害者処罰に向けて、被害者の難しい道のりをサポートしている点で非常に優れた重要な活動であるということができるといえるでしょう。特に訴追の観点から有益なのは、物的証拠を早期に保全し、信用性を担保している形での供述と証拠を保全する活動です。これが刑事手続に乗るかどうかわからない時点から行われることが本当に大切なことだと思います。この制度がさらに充実、拡充されることを期待しています。

また、もう一つの刑罰の加害者に対する働き掛けという観点では、福岡県の条例も注目されます。特に性犯罪者の刑期満了後の住所届出義務と受診の勧奨、社会復帰支援は注目です。住所届出義務に関しては、二重処罰の禁止との関係でその適法性が議論になることがあるわけですが、レジュメに書いたとおり、法理論上、二重処罰には当たらないものと考えられます。実践的な有用性という観点でも、刑期満了後に一定期間、社会内においてある程度の監督下で支援を受けることは、本人にとっても非常に有益です。

このような考え方は刑の一部執行猶予制度においてもとられているのですが、性犯罪の特に重罪の場合にはこの制度は適用できませんので、現実的な手当てが行われることは有意義だろうと思われまます。また、条例の中では執行猶予、起訴猶予、罰金刑だった者も義務ではなく、望めばという形で受診することができるようになっていて、非常に目配りが行き届いていると感じました。

刑事法には限界があるからといって、そして他の方々が中心となって頑張ってくださっているのは素晴らしいですというだけではまずいと思ひまして、最後に、刑事法は刑事法として、やるべきことをどのようにきちんとすることができるのか、限界の範囲内で何ができるのかについて少し触れたいと思ひます。特に小西先生の講演の中でも触れられていましたが、2017年に行われた改正で、3年後の見直しに向けて検討すべき課題が今、議論になっていますので、実体法に絞ってその点を点検したいと思ひます。

問題は大きく2つといわれています。一つは強制性交等、あるいはわいせつにおいて、「反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」が必要だといわれている点です。この要件を緩和、撤廃することは改正の議論の中にもあったのですが、見送りになりました。理由はいろいろありますけれども、現行の運用でも十分に不同意の性交を犯罪被害の実態を捉えた上で、暴行・脅迫を柔軟に解釈、運用しているから、あえて変える必要はないというのが中心的だったかと思ひます。

しかし、必要な手当てとして179条の監護者わいせつ・性行等罪が新設され、そこでは暴行・脅迫要件のない新たな類型が設けられることになりました。このような考え方をさらに広げて、暴行・脅迫要件不要類型をさらに拡張する、あるいは、それを基本類型化するべきかどうかは現在議論となっています。

もう一つは、客観的な犯罪事実が認定されたとしても、行為者が同意の存在を誤信していた場合には、故意がないために無罪になってしまうという問題です。この点については、この構造的な問題を解決しようと思えば、過失犯処罰規定を設けるしかないということが論理的な帰結なわけで、そのようなところまで踏み込むかどうかは議論の対象となります。

この問題を考えるに当たって、非常に参考となる法改正が最近スウェーデンで行われました。ヨーロッパでは、同意のない性的行為の処罰を求める条約の対応で改正が相次いでいるのですが、最近法改正が行われたスウェーデンでは、レジュメに挙げたような改正が行われています。ここでは、暴行・脅迫要件が取り去られまして、自発的に参加していない者と性行等を行ったものはレイプとするという規定が基本類型として置かれました。

一方で、暴行・脅迫を行った場合には、これは法定不同意として処罰の対象とされているわけです。また、重過失犯の処罰規定が置かれたところも注目されています。なお、レジュメには書かなかったのですが、立証責任は変更されていません。検察官から移っているわけではありませし、立証の定義に変更はないことが強調されています。従って、立証の負担は変わりませので、実際に犯罪として成立する数が、これによって急激に増えることはないだろうといわれています。

この問題についてどのように考えるかですけれども、ごく簡単に私の意見を申しますと、暴行・脅迫要件は加重類型として、暴行・脅迫要件のない、同意に基づかないわいせつ・性交等を広く犯罪化してもよいのではないかと考えています。ただし、その場合には、現行の強制わいせつ・強制性交等の枠組みはそのまま維持することを前提としておりまして、それが加重類型として位置付けられます。重い、非常に悪い類型として今までの犯罪類型が残る位置付けになり

ますから、もし新たに不同意性交等を置くとすれば、その法定刑は相対的に低いものとされることになるべきだろうと考えています。

過失犯処罰の話は時間の関係で割愛しまして、もし不同意性交等を置くと決断するに向けて考えなければならない問題として、2つ挙げておきます。一つは不同意の意味をどのように定めるかです。これは実はモデルが2つありまして、スウェーデンの場合は自発的な参加でない性交は不同意であると、つまり積極的な同意がないものは不同意だと位置付けています。それに対して、2016年に改正したドイツでは、拒否モデル、すなわち、認識可能な意思に反する性交が不同意だと言っています。

これは同じことを表と裏から言ったように見えるのですが、実は行為に関与する人に生じる責務はひっくり返ります。どういうことかといいますと、スウェーデンのモデルの場合には、行為者は相手方が自発的に参加していることを確認する責務があると考えられます。一方で、ドイツ型の場合には、被害者のほうがノーと言う責務があるという考えです。これをどのように設定するべきかは、今後詰めていかなければならない議論です。

もう一つ、法定刑は相対的に、段階的に設定しなければならないと考えるとすると、どのように設定すればいいだろうかと真剣に考えなければなりません。このことは、行為の重大性に依拠して法定刑が定められていると考えると、どのような行為が重大で、どのような行為がそれより軽いか重いかを決めなければならないことを意味します。これをどのように考えるかについては、レジュメに例を示したように、今のところ意思の抑圧の程度と、性的侵入の重大性という2つの軸で考えて、その掛け算で考えればどうかと思っています。

この議論に関連しては、どのような行為が被害者にとって重大なことかについて、法律家にはよく分からないとききちんと認めなければならないと思います。心理の専門家、精神科医によく話を聞いて、教えてもらって、この点について考えていくことが重要だろうと思っています。私からは以上です。

田村：ありがとうございました。それでは、今日はいろいろな方からさまざまなご質問がありますので、ご紹介をしつつお答えをし、その中で資料配付をしていただいた方にもご発言をお願いしていきたいと思います。

<福岡県性暴力根絶条例>

田村：今日は基調講演、講演の中で唯一時間を守っていただいたといいたいでしょうか、短く話していただきました松浦先生から、まずご回答いただければと思います。最初に京都府警の水野さんからのご質問ですが、「条例制定時に最も問題となったことは何でしょうか。それから、効果は一体何が一番メインでしょうか。あるいは、デメリットは何かありましたでしょうか。」という質問がありました。まずこれをお答えいただけますでしょうか。

松浦：まだできて1年たっていないところで、具体例も示されていないところですが、制定に関して最も問題となったのは、出所後5年間以内の人に知事に届出を義務付けるところが人権的にどうなのかは、県内でかなり大きな問題になりましたが、もちろん制度として認められています。メリット、デメリットは、まだ数値的なことにはならず、人々の認識に上っていないのですが、デメリットという議論は、今のところありません。メリットをどのように測ってブーストしていくかがこれからの課題です。今はまだ施策が確定していませんので、少し中途半端な物言いで申し訳ありません。以上です。

田村：ありがとうございました。予算が大幅に増大するというのが関係者にとっての大きなメリットなのではないでしょうか？

松浦：現時点ではまだ言えません。今、審議中です。

田村：そうですね。これから大型の予算が認められるであろうこともメリットとして期待されると受け取っておきます。

ありがとうございました。

それでは、次の質問です。今の質問にも関連いたしますが、朝日新聞の緒方さんからです。「根絶条例について、届出の義務付けをした、それはすごく敬意を表するのですが、被害防止を進めるのであれば、届け出た情報をその地域にそれなりに知らせることも有効ではないかという議論もあります。届け出を受けた情報の活用をめぐって、どのような議論があったのか。」というご質問です。ただ、おそらく今でもまだ議論があるのではないかという気がしますが、その辺りも含めて、もし可能であればお願いいたします。

松浦：条例案を作るときの議論は、私は直接関わっていないので、議会事務局等が所掌しているので、私も無責任なこととは言えませんが、今、具体的な施策の段階で届け出られた情報に関して、どこのセクターがどこまでの情報を共有するかで、おそらくこれはかなり議論になっていることが議事録等からは読めるところです。以上です。

田村：ありがとうございました。条例に関しては、他にもいろいろなお質問がありまして、それはまだ幾つもあるのですが、警察大学の坪原さんから松浦先生に、性暴力対策の施策や支援の多機関連携において警察に求める役割は何かという点をご教授いただけませんかというご質問です。いかがでしょうか。

松浦：福岡県においていえば、基本的には対策推進の事務局側に県警が入っていますので、そこでの役割は当然あるわけです。また、例えば先ほど取り上げた教育の課題などに関していえば、子どもたちが分かりやすいツール、あるいは現場からフィードバックされるようなムービーなどを含めて、今、福岡県警はかなり気合の入った分かりやすいものを作っています。そういうものが、意外に学校側がワンポイントでアクセスするところが、今のところ福岡県警ではすごく役立っていると言われているところです。以上です。

田村：ありがとうございました。この関係で、今の松浦先生が担当されている部会の中のメンバーにもなっている福岡県警の方が今日来ておられますので、お話を伺いたいと思います。安永さん、お願いします。

<学校生徒・児童対象性教育>

安永智美：失礼します。福岡県警少年課で少年サポートセンター担当補佐の安永と申します。松浦先生の座長の教育支援部会に入らせていただいています。現場からの感想として、この条例を聞いたときに私がまず思ったのは、ようやく子ども学校のように性教育、子どもたちに自分や他者を守るためのお守りを与える機会ができた、ほっとしたところがあったのが率直な感想でした。というのも、サポートセンターで性の逸脱や性加害・被害の事例は小学生にまですっかり進んできています。かなり深刻な状態にあるにもかかわらず、私たちもあらゆる講演依頼を受けるのですが、虐待やいじめ、非行、SNSの危険性、そういった依頼はばんばん学校から入るのに対して、性教育をお願いしたいというものは1割にも満たない状態です。

頼まれなくても、サポートセンターの講演は何年かけて県内の小中高をほぼ回ります。なので、その中に必ず性の逸脱、性加害・被害防止という内容を込めているのですが、学校は性教育を嫌がるという言い方は少し不適切ですが、どうして駄目なのかとずっと疑問に思っていました。この条例ができたことで、ようやく子どもたちに大切なことをきちんと伝えられるようになったと思います。

私たちが話したときの感想を子どもたちからフィードバックしてもらったときに、特に多い、ぜひ大人に知っていただきたい子どもたちの本音は、「もっと早く聞きたかった」というものです。ほぼ100%の子どもの感想文に。「自分が思っていたものと全然違った」「彼氏でも好きでも断ってよかったんだ」「愛イコール性行為ではなかったんだ」、これは圧倒的に多い感想です。次に、「被害が分かった」、「お父さんやお兄ちゃんとの性行為が被害だったことに、今日の講演を聴いて初めて分かった」という子もいます。また、松浦先生の講演でも言われていた被害に遭ってしまった子への配

意というものはとても大切なのですが、被害者自身が今日の話聞いて「自分が悪かったのではなかったということが分かって救われた」という声も実際にあります。

なので、防犯的な話でいうと、夜道を歩くとか、そういう話になりがちですけども、この教育内容では本当にいろいろな専門家の方がオブザーバーとして入っていらっしゃるの、松浦先生をはじめとして被害者支援の方や、被害者にもすごく配慮した内容になっています。

ただ、最後に一つ残念に思うのは、幼児期の子どもたちへの性教育が必要だと私は思っているのですが、まず小学校以上が対象になっているので、ぜひいずれかは幼児期の子どもたちにもきちんと伝える。なので、今日は『おしえて！くもくん』というリーフレットが入っていますが、これは私も今後、保育園や幼稚園で保護者の方にばんばん配っていきたいと思って、本当に幼児期の子どもが見ても分かりやすい内容になっていると思いますので、ご紹介させていただきました。以上です。

田村:ありがとうございます。それでは、『おしえて！くもくん』プロジェクトのリーフレットを作った方（監修者の方）が今日来ているので、どうぞご発言をお願いいたします。

小笠原和美:ありがとうございます。少しお見せしたいので立ち上がりましたが、私は警察庁の警察大学校にいます警察政策研究センター付になっています小笠原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。今日は田村先生に特別に許可をいただきまして、こちらのリーフレットを入れさせていただきましたが、これはくまモンではなくて「くもくん」です。くまモンでは熊本の方に怒られてしまうのですが、今、実は本を作っている途中で、一応イメージは大体できています。まさに小学校に入学するまでに教えてほしいプライベートゾーンのお話です。もしよろしければ、2つぐらいサンプルを作ってきたので、後で手に取っていただければと思います。

今日のお話でもありましたけれども、小学校入学前に被害に遭ったと回答される方も内閣府の調査でもありますし、実際に私が現場で扱った事件でも、5歳のときから父親に性的な行為をされていたけれども、それはどこのおうちでもやることだからといって、その被害に気付かせてもらえなかったという話を聞きます。あと、私自身も小学校の高学年ぐらいに特別授業をしに行ったりしますと、「知っている人は悪いことをしないと思っていました」というような感想を書いてくれたり、「今日のお話を聞いて、自分がされたときに嫌と言えなかったけれども、今度からは嫌と言うように頑張ります」と書いてくれたり、子どもなりにきちんと伝えれば伝わると感じています。今、安永さんのコメントでもありましたけれども、小学校入学前からの、どこを守ったらいいか、それから、どうしたらいいかを伝えるプログラムをぜひやっていただければと思います。ありがとうございます。

田村:ありがとうございます。今の関係で、松浦先生、何か補足なりコメントなりがありましたら。

松浦:今、絵本ということを知りました。絵本というと、われわれは小さな子どもが見るといえるか、そういうイメージがありますけれども、絵本は今では大学生まで共通に使える教材と言っていいと思います。分かりやすくぱっと視覚的です。それは当然、特別支援学校等でも使えますので、幼児期の絵本は幼児期だけではなくて、10代を通していずれも使えるところを見越して編集していただければいいのではないかと思います。

<ワンストップセンター>

田村:ありがとうございます。それではここで少し話題を変えまして、ワンストップサービスのお話をしたいと思います。ワンストップサービスについて幾つもお質問がありますが、まず京都府警察の久米さんから、「ワンストップセンターの活性化について、小西先生のお話の中で、ワンストップセンターの活動状況は全国的に見るとばらつきがあり、底上げ、活性化が必要だけれども、そのためには動き方のコツのようなものがあるのではないか」という趣旨のお話があったので

すが、具体的にどのようなことが望まれるのかご教示ください」というものです。

小西：これは正式にというか、いずれはきちんと分析して、発表しようと思っているものです。今のところは私の印象で申し上げているということは前置きとして言っていきたいのですが、同じぐらいの規模でも、連携がいいところは大体出掛けているのです。外へ行って、例えば医者顔を見て説明して、これは駄目だと思ったらやめます。そういうことを割とまめにやっているところでは、別に行くだけが仕事ではないけれども、電話をたくさんかけているところもありましたし、自分から積極的に顔の見える連携をつくっていくコツが結構大事なようです。

そういうことをするためには、例えば相談が単なる受け身で相談を受けて紹介するだけではなく、外に出ていけるような体制を組んでいなければならないし、外に出ていける予算も必要ですけれども、そういうものはそんなに大きくありませんよね。箱を1個つくって、24時間人を雇うことはなかなかできないわけだけれども、それよりはずっと少ないお金で、働く人の意識があれば、ある程度できることなので、幾つかお話を聞いてみると、そういう積極性が結構必要だと今、思っています。もう少し具体的にお話しできるようになったら、どこかでお話しできたらと思います。

田村：ありがとうございます。片岡先生、何か今のこの質問のような問題に、自分の優れたところの理由とていいていにくいかもしれないですけれども、少なくとも活動を活発に展開できているポイントはどこにあるかということをお願いします。

片岡：やはり連携だと思いますけれども、最初につなぐときに、私は、直接行政や警察、それから弁護士の先生のところということで、必ずきちんとアプローチをしていっています。こういうことをやりたいということについては、皆さんも問題意識を持っていたので、「それはいいことではないですか、できるだけやります」といって、名古屋市などは行ったらすぐに関係部署の人を集めてくださって、すぐに話が聞けました。そういうつながりをこちらから確かに一歩踏み出したことは一つあるかと思っています。これから、性暴力についてのこういう実態という部分を、皆さん、なかなかテレビドラマの世界で、自分は大丈夫だろうと思っているのかもしれないけれども、関わる人たちもそういうことの実態を知らないのが本当のところでは、なので、それをできるだけレクチャーしに行き、つながりで、「何かあったときにはぜひご相談ください」というストロークをいつも投げていることはあるかと思っています。

田村：ありがとうございます。要するに、こちらから足を運ぶことがとても大事で、いろいろなときに、単なる電話だけではすませたり、相手の名前を知っているというだけではいけないということですね。

小西：どういう人かが分かることがものすごく大事です。相手がどういう人か分かていなければ、絶対に紹介しません。私もやはりどこかに紹介するときに、相手が分かていなければ駄目なので、それをつくるのが私の仕事だと思います。

田村：ありがとうございます。それでは、今度はワンストップの具体的なお話について、専ら片岡先生へのご質問ですけれども、幾つかあります。病院型のワンストップですが、これは埼玉の川鍋さんからです。「埼玉県では多数の病院をホットラインで結ぶ、いわゆる連携型のワンストップを行っています。病院型だと遠方からでも病院に行ったり、辛い思いもした病院に行かなければならないといった問題点もあると思うのですが、それでも病院型がいいというのはどういったところにポイントがあるのでしょうか」というご質問です。

片岡：先ほどお話ししましたように、一つは個人情報保護があるので、例えばご相談があつて、おそらくわざわざまだ病院に連れていかなければならないということだと思つていいます。その辺で個人情報が一方通行で、なかなかこちらにフィードバックが来ないことが一つあるかとも思つていいます。おそらく連携型がいい悪いではなくて、病院拠点型といつても、二つあつて、一つはどちらかという警察主導型ですけれども、ただ最初から警察がいると案件がそんなに来ないこともあります。

各地に必要なだといつてはそれとおつていいます。名古屋市内になごみはあるのですが、確かに遠方からも相談があります。そうすると、すぐ来てくださつていつても2時間、3時間かかるとなると、なかなか来られない人もいるので、そのた

めに今回、救命救急センターのナースを養成して、各所に配置をしていって、そこでできるだけそういう人たちが来たときに、急性期対応だけでもまずやってもらおうというところなんです。なので、おそらく連携型とは逆にこちらから対応できることを外に増やしていくことをめざしています。女性 20 万人に 1 カ所のワンストップ支援センターをと国連などが言っていますが、それだと愛知県だけでも 30 カ所以上なければならないのです。それが今は 730 万人で 2 カ所ですので、病院から、逆方向で今は拠点を増やしていっているというところなんです。

それと、この間ネブラスカの救急チームの人が来たのですが、本来は、なごみができる前も、被害を受けた人たちは救急外来にたくさん見えていました。そういうときに、おそらく診察を先生たちがしたり、命優先ですから、当然そういう人たちは待っていてもらって、下手をすると 2～3 時間待たされる感じがありますし、2 次被害もあったと思います。ですから病院が適切になっていく必要がある。だから私は連携型のところでも、ぜひいろいろな病院が関わるのであれば、その SANE を養成していただいて、理解のある人をたくさんつくっていただいて、うまく連携をしていけば、別に連携型が悪いわけではないし、近場にあることが大事だと思います。本来は全国で 300 カ所以上なければならないのが、今やっと 50 カ所と内閣府が言っていますけれども、そういう点で、私としては病院でいろいろな DV、それから児童虐待の方もいます。それとやはり体に関することは病院に相談しやすいこともあるので、一つの病院から入るような相談もいいのではないかと考えてやっています。決して連携型が悪いわけでもないかと思しますので、地域に合わせてやればいいのかと思っています。

田村:ありがとうございます。それでは、これと関連したご質問ですけれども、「病院拠点型は 24 時間体制でもあったり、警察に届け出るよりも申告しやすいように感じますけれども、全国で 11 施設しかありません。全国に 11 施設しかないことの背景事情はどのようなものがあるのでしょうか」というご質問です。

片岡:一つは、やはり医療の中でこういう法的なというか、当然 DV や児童虐待でも見えてはいるのですが、こと性暴力に対して、まだ十分な理解がないことがあります。ですので、例えば病院の関連するいろいろな学会に行ってアプローチして発表しているのですが、「それはとても大変、大事なことですよね」と言いながら、それより先に進みません。それと、お金が付いていません。診療報酬に反映されていません。

だから、例えば医師がきちんと医師法の中で診察をして、それから処置をすることについてのお金は、警察に届ければの話ですけれども、一時公費負担できますけれども、そうではないと当然自費という形です。診療報酬に反映されていないので、私たちが一生懸命この方たちの支援をしても、そのお金がありません。病院はやはり採算性がなければならぬので、今それが付いていないことが進んでいかない現状だと思います。ぜひ要望していきたいとは思っています。いろいろなところの病院には、絶対にこういう方が来ているはずですけども、その辺の理解はまだだと思っています。

田村:ありがとうございます。この関係で、赤羽参事官は何かありますか。一応全国で進んだと言っているけれども、内実はこうといったことに関して。

赤羽:先ほど、第 4 次基本計画策定に向けた議論が始まったと申し上げましたが、その中で、ワンストップ支援センターの設置目標は達成したけれども、都道府県に一つで本当に足りるのか、支援の充実の度合いにばらつきがあるのではないかと御要望、御意見を頂いていることなどを踏まえて、内閣府も交えた会議体で今後議論を重ね、政府としてどのような施策を次の 5 年計画に盛り込むのかをしっかりと議論していく必要があると考えています。

田村:ありがとうございます。いろいろな国のレベルの計画その他にどう盛り込んでいけるかは、実はいろいろな点で影響が大きいのではないかと思います。そこに盛り込めるかどうかは、どれだけ大きな声が上がるとにもよるので、先ほどお話があったように、あまりお医者の世界の中でもそこまで理解されていないとすれば、そんなになかなか広がるのも大変かという気はします。小西先生、この関係で何かありますか。

<医療・医師をめぐる問題>

小西：医者への理解というか、その点では、他のものに答えながら答えていいですか。

田村：はい。

小西：一つ私にいただいている質問で「PTSDの専門病院を近くで見つけれないとき、どのような病院を探せばよいでしょうか」というものがあって、「精神科では『終わったことです』と言われ、薬が増えていく」とあるのですが、おそらく本当にそういうところはあると思います。調査をしてみたときに、ほとんどの地方にPTSDの専門医はいません。それは実際にやっていらっしゃる方は分かっていると思いますし、学会などでは、例えば私みたいな者が話すと、そういう治療法が結構日本で広がっているように見えるかもしれませんが、実際にはそうではないのです。どういう先生がいいかというアンケートを採ると、一番多かったのは「とにかくよく聞いてくれる医師」というだけであって、PTSDの専門かどうかは言っていないのです。だから、「終わったことです」というのがどのように言われているかにもよるけれども、そういう点では、やはりまだそのレベルであって、一生懸命広めようとしていても、決して広がっているわけではないのも事実です。

例えば、私は、なごみはかなり理想形に近い形で動いていると思っているのですが、おそらく大都市だからだと思います。距離の問題や財政規模についても、幾つかの今動いているワンストップセンターは、皆大都市型なのです。日本の精神科医自体が、犯罪被害者の問題とか、例えば引きこもりの問題とかに心理的な理解もしながら聞くとなったら本当に足りません。産婦人科医なども同じ問題はあると思うのですが、足りないようなところで、今全然採算に合っていないものをどのように動かしていくためには今の医療とは全然違うモデルが必要かもしれません。だから、都会でできていることをそのまま地方に持って行って失敗するのではないかという気も少ししています。

そういう点で、公式にお答えするとしたら、やはり医師にもう少しPTSDのことを分かってもらいたい、あるいはこういう人たちがどのようにすればいいのか知ってほしいということもあるのですが、今、医学教育の中でPTSDは1コマあります。けれども、それは身体科から全部含めてなので、それ以上はなかなか難しいところもあると思います。だから、それから後のところで研修の機会を増やすというのが公式的なお答えだと思います。それは一生懸命やっていかなければなりません。

もう一つ、モデルの問題も、直近の5年ぐらいのことを考えるのであれば、今できる範囲で何をするかといったことも考えていく必要があります。

<子どもの被害・子どものためのワンストップセンター>

田村：ありがとうございました。それでは、ワンストップの関係で、やや具体的な質問事項となりますけれども、神奈川県の子ども医療センターの田上さんからのご質問ですが、「なごみに新規に来所された中で、10歳代及び10歳未満の方が169名だとのことですが、そのうち被害が72時間以内で証拠保全を必要とする人はどのぐらいいるものでしょうか」というご質問です。

片岡：データはなごみにあるので、今手持ちではないですけども、子どもさんはなかなか親にも言わないし、話をしないので、実は例えば72時間以内に来ることは本当に少ない感じです。例えばそういうことがあって児童相談所等に行った場合は、児相から「こういうケースがあるので行ってもらえませんか」と言いますが、それが72時間を過ぎていて、1週間などという部分もあります。今ここで細かいデータはお話しできませんが、子どもは非常に少ないと思います。

田村：ありがとうございます。田上さんのご質問だったのですが、実は田上さんはお医者さんでもありますけれども、「NPO 法人神奈川県子ども支援センターつなぐ」の代表理事でもいらっしゃいます。今日は皆さんに入り口のところで「NPO 法人神奈川県子ども支援センターつなぐ」のパンフレットが配られています。この活動について少しお話をさせていただければと思います。

田上幸治：ご紹介ありがとうございます。神奈川県立子ども医療センターの医師で、NPOの「神奈川県子ども支援センターつなぐ」の代表の田上と申します。今日は性被害ということで、大人の話もちろんですが、僕は子どもに関してです。皆さんもご存じのように、性虐待の数はここ数年ほとんど変わっていません。虐待の数はどんどん増えていきますので、相対的に割合はどんどん下がってきていて、恐らく今1%を切っていると思います。例えば欧米で10%以下ぐらいが性虐待ですので、アメリカでも8.5%ぐらいありますので、日本は圧倒的に性虐待が少ないことになります。これは実際の数が少ないわけではなくて、開示できていないということです。その理由は、受け皿がないことと、子どもにとって優しい環境がないことです。

それで、当院は元々性虐待を受けたお子さんの身体診察を、系統的全身診察というのですが、それを受けていた関係で、そこで司法面接をやって診察をして、それで児童精神科がありますので、子どもの心のケアもやります。性虐待を受けたお子さんを本当の意味でのワンストップでケアしていける環境、要するにアメリカのChild advocacy center (CAC)ですけれども、そういうものを昨年立ち上げて、今のところ、実際に動くのは来年ですけれども、やっていくところです。これが「つなぐ」の紹介です。

僕は昨年アメリカのCACを見学に行ったのですが、大体77万人ぐらいの地域に、要するに横浜市の人口の5分の1、東京だと練馬区ぐらいの人口です。それぐらいの人口数のところのCACで、司法面接が年間350件です。今日話題に上っているのはCBTですけれども、drug focusのCBTが年間200件そこで行われているということです。これは精神科の先生などにお話すると、びっくりするような数です。要するに、アメリカでは性被害に遭ったお子さんがきちんとよくなっていくことを目指しているということです。日本では、まだそういう視点がありません。第一、開示できる環境もないわけですので、そういうことをきちんとしていかなければ、開示しない限りは虐待が終わらないし、治療も進んでいけないので、そういう環境を整えていかなければならないということになると思います。今後とも頑張っていきますので、ご支援よろしく願います。ご紹介ありがとうございます。

田村：「つなぐ」について、ワンストップをやっておられる関連で、片岡先生、いかがですか。

片岡：昨年、「つなぐ」の方になごみにも見学に来ていただきまして、私もこのお話を聞いて、子どもの被害が最近すごく増えてきていることから、こういうことはすごく重要だと思っています。なごみにも視察で見える方が結構たくさんいるのですが、子ども関係の病院の方や弁護士さんなどが非常に多くて、何とかしたいという思いが皆さんも実感としてあると思っています。ですので、こういう形の中で子どもに本当に手が届くというか、そのような形でやっていかなければ、本当に子どもさんは、それこそ自己評価も低いし、またいじめに遭います。そして、学校やそういうものもやめてしまって引きこもりという感じにならないように、何とかできることをやっていただければいいかと思えますので、ぜひ活動を応援したいと思っています。

田村：ありがとうございます。小西先生、コメントがあればお願いします。

小西：子どものためのワンストップがきちんと立ち上がって動くと、とても素晴らしいと思います。確かに、子どもに関する制度は大人とだいぶ違います。扱う人たちも違うのです。そういう点では、子ども中心の一つあるのはとても期待が持てることではないかと思っています。本当に動かすとなったら、お金と連携が最重要です。それは何をやっても一緒でしょうが。子どもがなかなか大変だということは、性暴力被害がだんだん見えてくる中で、おそらく子どもを対象としていた専門家はそれぞれ知っていたのでしょうけれども、政策として上がるような問題として、ここのところあち

こちで捉えられています。ですから、それを使ってやっていていただけるといいと思っています。

田村：先ほど田上さんから紹介があったアメリカの数と日本の数のあまりに大きな違いについて感想があればお願いします。

小西：アメリカですね。そのとおりだと思いました。確かにアメリカは日本より虐待の数は多いはずだし、PTSDの率も高いです。けれども、それは10分の1などではありません。最初に出しました性犯罪の公式統計でも同じことがいえます。恐らく日本のほうが実数は、例えば10万単位の患者発生率は低いことは確かです。レイプなどはそうです。けれども、FBIの統計だと、日本で報告されているものとアメリカで報告されているものにすごく差があるのです。実態の疫学のほうでは大して差がありません。具体的に言ったほうがいいですね。最近のものは見ていませんが、以前両方のデータを比べた時FBIの統計と警察庁の統計の発生率は20倍ぐらい違いました。けれども、疫学的なデータで見ると、先ほどの内閣府のものを信用すれば日本は7%前後、アメリカが大体15%ぐらいの感じです。せいぜい2倍なのです。そのことを考えると、日本は表に出ていません。それは虐待だけではなく、恐らく性暴力全体が表に出ていないことを示しているだろうと私は思っています。

先ほど大都市しか成り立っていないと言いましたけれども、アメリカのようになると、今度はもう少し小さい規模のところでも必要なサービス、政策として成り立つということになってくるので、全体がまた増えてくると思います。

<被害防止教育の被害者への影響>

田村：ありがとうございました。それでは、また別な角度の質問をさせていただきたいと思います。松浦先生に教育の関係、先ほども少し出たのですけれども、子どもの教育・被害者支援部会の論点のご紹介の中で、被害の防犯の話をする、それが被害者にマイナスになることがあるのではないかと、もし機会論で話すのであれば問題は起きないのではないかとといったことのご紹介がありました。もう少しそこを詳しくお話いただけませんかでしょうか。

松浦：先ほど小笠原先生からありました、「くもくん」を題材にして、今少しコメントをさせていただきたいと思います。裏側に「子どもたちに伝えたいこと」というところで、「プライベートゾーンとは」から「困ったときは大人に相談する」まで5つの点があげられています。これは2つ見方があって、一つはこういう能力を有する子どもを育てるという子ども本人や個人に着目した考え方と、誰もがこういうことをするという社会をつくっていくという考え方があると思います。もちろん両方あるといいのですが、基本的に議論になったのは、いわゆる個人防衛論になると、どうしても環境という視点が抜ける可能性があります。

環境というのは2つありまして、物理的な環境と文化的な環境、行動面です。なので、もちろん防犯も物理的な地域な環境などの見直し、あるいは、皆がそれを当たり前にするような、人々のそういう行動面での介入といいますか、救っていくという視点が当然あるわけです。おそらくこちらも両方で、個人に向けてのものと、皆当たり前にするのだというレベルの社会や文化、行動を目指すことという2つの意味を、防犯のほうでも、今は個人防衛論に少し偏っているところもないわけではないかと思うので、環境論と機会論とをバランスよくマッチングしていけば、うまくいくのではないかという意味合いです。

田村：個人防衛論になると、どういうマイナスがあるかを少しだけ補足していただけますか。

松浦：具体的なことをいうと、例えば私が暗い道を歩いたので私が悪いという話になるので、2次被害というか、より苦しめることになるのが、まず一つのコメントとしてよく取り上げられるところです。

田村：ありがとうございました。要するに、犯罪の被害に遭わないためには暗い道を歩かないようにしましょうということとは、あなたは暗い道を歩いたから被害に遭ったと言ってしまうことになるのではないかと。そういう非難になるという

批判があるので、例えば全部に電気をつけましょうなど環境のほうを変えていくような防犯であれば、そういう問題は起きない、そういう趣旨ですか。

松浦：そうです。あるいは、暗い道を歩いても全く安全な、周りの人がきちんと見ているような地域をつくるなどということです。

<福岡県性暴力根絶条例（追加）>

田村：ありがとうございました。おそらくご質問の趣旨にはお答えできたと思います。それでは、また角度を変えたご質問を紹介したいと思います。松浦先生に確認ですが、条例全体はまだ施行されているわけではないのですよね。届出義務などは施行されたのでしょうか。

松浦：いいえ、今最終設計中です。

田村：条例が施行されていることを前提に、件数等をご質問された方がいらっしゃると思いますが、まだ施行前で、データはありません。今回の条例は議員さんがお作りになった議員提案条例で、それを今、具体化をされていて、3月中に条例が施行されることとなります。どういう件数になるかなどは、また来年の今頃以降にならなければ分からないことになるだろうかと思いますので、この質問は割愛します。

<被害者の自立支援>

田村：それから、小西先生に警察政策研究センターの森内さんからご質問ですが、「生活能力の低い若い性犯罪被害者に対して、自立支援のようなものにつなげている取り組み、それが必要だという先生の現状認識とお話がありましたが、取り組みとしては何かあるのでしょうか。比較するのは適当でないかもしれませんが、若い薬物乱用者に就学・就労を支援することによって勝利を見通せることが構成につながるという意見もあったように思います。」との質問です。加害者にはあるのに、性犯罪被害者に対する自立支援のための取り組みはないのではないかと、という趣旨だと思います。

小西：2つのことをお答えしたいと思います。一つは、生活能力の低い若い性犯罪被害者に対して自立支援のようなものという、おそらくこれは警察の方からのご質問ですので、警察担当の方に聞くと、「あります。例えば県の条例などで住居を優先的に出してくれるなどがあるでしょう」、それから、「貸し付けをすぐ出してくれるものがあるでしょう」とお答えになると思います。でも、それは私が話していたような、生活能力の低い若い人にきちんと届くような支援にそんなになっていません。そういう意味では、実質的にはこういう人たちに特化して将来を見据えた自立支援ということに関する制度的なものはないと私の立場ではお答えしたいと思います既存の福祉制度だけでは二次被害を受けて終わってしまうのがこういう人たちなのです

それからもう一つ、「薬物乱用の人に対するモデルと同じとっていいのでしょうか」と遠慮がちに聞いていただいています。これも今、田村さんのお話の中でも加害者の場合とおっしゃったのですが、おそらく薬物乱用は警察からいうと加害者で、被害者と截然と分かれているのでしょうかけれども、ここがそうではなくて、精神医学的にいうと、被害を受けた人は薬物乱用やアルコール乱用にすごくなりやすいのです。同じようなモデルでやっていけるのは当然だと思うので、この視点はとてもよいことを示していただいていると思います。就学・就労、それからやはりもう一つ、居住です。若い人の行き場が本当になくて、若い人が普通に続けて住んでいけるような場所がないことは問題だと思います。

田村：ありがとうございました。はしなくも私の認識不足を示してしまいました。それでは、今の関係で赤羽参事官、何かこういう被害者の、特に今はまだ性暴力被害者にスポットが当たったものは特にないかと思うのですが、そういう萌

芽のようなものは何か議論としてあるのでしょうか。

赤羽：今後の被害者のための施策の中で、より重要になっていくのが中長期的な支援や生活支援だという認識は持っています。生活支援になりますと地方自治体、特に基礎自治体の役割に期待されるところが大きいのではないかと思います。その一方で、地方自治という観点もふまえると、国がどこまで基本計画に盛り込むかという議論はありますが、犯罪被害者等基本法に地方自治体の責務と規定されていることもありますので、地方自治体において地域の関係機関とうまく連携をしながら、地域の実情に合わせて、被害に遭われた方の生活支援、中長期的支援に取り組んでいただきたいという方向で議論が進むのではないかと現段階で予想しているところです。

<刑法改正>

田村：ありがとうございました。次に刑法改正に関する質問があります。「被害者は同意がないことの証明の負担が大きいですので、加害者が同意だったと主張するならば、それを立証させるように求めるべきだ」という要望もあります。今、刑法改正でどのような議論がされているのでしょうか」ということで、この質問者の方はパネリストの発言を聞く前にお書きになっていますので、少し違うかもしれませんが、研究所の増井先生から回答をお願いします。

増井：現行では、要件は暴行または脅迫となっていますので、著しく反抗を抑圧する暴行・脅迫があるかどうかを被害者側、検察側が立証することになっています。これが仮に、その要件が外れた類型が作られて、直接不同意の性交が処罰されることになったとしても、ご質問のように加害者の側が同意があったことを証明しない限りは、同意がなかったことになるという形での立証責任の転換はあり得ない方向だろうと思います。

少しご紹介しましたが、おそらく一番被害者フレンドリーな法制を取ったと思われるスウェーデンにおいても、「立証責任については動かさない」ということははっきりしています。どうも、「イエスと言わない限りはノーが推定される」という報道が出て非常に注目されたようですが、スウェーデン政府はそれを明確に否定したということですので、証明責任の負担を検察側に課すところは、今の議論においても、あるいは今後の議論においても、動かないだろうと思います。

田村：ありがとうございました。ただ、Yes means yes の場合は、立証責任の転換ではないとしても、内実はかなり変わってくるという理解でその点はよろしいでしょうか。

増井：はい、ただその場合でも、イエスと言わなかったことを検察官が必ず立証しなければならないことにはなります。

田村：そういうことですね。ありがとうございました。刑法の改正に関する議論がどうなっているかということは、小西先生は前に法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会のメンバーでいらっしゃったわけですが、何かコメントがあれば。

小西：3年前の審議会では私は臨時委員として、他はほとんど法学の先生でしたけれども、もう一人弁護士さんと被害者支援のほうから、私以外にもう1人、齋藤梓さんが監事として入られていたと思います。まだ3年前のことなので記憶も新しいのですが、当時は、被害者がこうですということを法学の先生のかんりの部分の方は聞いているのか聞いていないのか、どう思ったのかが全然分からず、そもそも実態が本当に知られていないことを私は痛感しました。ごめんなさい、こんなことを言うてはいけませんが、机上の理論の中で、例えば強姦と強盗の組み合わせをどうするかなど、確かに議論の内容としては難しいことがあるのは理解したのですが、あまりにも実態が知られていないというのが本当に自分の感想でした。

それに比べればだいぶよくなっているかと思います。そのときに、ほとんど反応しなかった法律の先生方で、どうも意見が変わったらしく少し思うようなことがぼつぼつあります。3年でだいぶ性犯罪、性暴力被害者に関する課題が知られるようになりました。それはやはり刑法改正があったから、それから国会の委員会での附帯決議が付いているから

やらなければならないというのは基本だと思うので、よく話してもらったり、よく聞いてもらったりすることかと思います。あとは、具体的なケースでなければ実際にどうするとは言いにくいです。

田村：ありがとうございます。被害者のプラスにする、あるいはプラスになると伝える、またプラスにする上でいろいろと留意すべきことがあるということは、私どものハンドブックの第3にも書きました。新先生が執筆していますので、若干コメントをしていただきたいと思います。

新：ご質問をありがとうございます。小西先生の今のお話少し加えさせていただきます。処罰をする、刑事司法のプロセスを一歩前に進めるといったときに、警察の方へ届けを出されるような段階で、もちろん警察の方、心理士さんなどが関与される段階もあると思います。けれども、届けを出すかどうか、警察の方に相談に行くかどうかといった、もう一つ手前のところでもう少し、届けを出すことでどういうメリットやデメリットがあるのか、小西先生もおっしゃったように、届けを出したら、今後どういうことが起きてくるのかという説明を丁寧にしていったり、あるいは、先ほど増井先生がおっしゃったように、デメリットの中には、やはり刑事手続に限界があるということがあったり、必ずしも有罪や処罰に結び付くわけではないことや、ある程度いろいろな負担が生じてくることなど、今後どうなっていくか、今後どういうことがあるのかという見通しを丁寧に説明することが、警察へ行くこと、あるいはそれをちゅうちょしている手前で誰かがもう少し丁寧に説明する必要があると私は思います。それはおそらくワンストップでもやっていらっしゃると思いますし、民間の支援センターのような役割も、そのところは果たせるのではないかと思います。

<総括コメント>

田村：ありがとうございます。さまざまなご質問を頂いてきたのですが、最後に、全体の総括的なことを一言ずつ言っていたらと思います。まだご質問をしていただいた何人かの方には回答していないものもあるのですが、その辺りはご容赦願いたいと思います。では、小西先生からお願いいたします。

小西：いろいろなお話を聞いて、本当に勉強になったというか、昔のことを思いますと、おそらく性暴力被害で4時間のシンポをやるといったら、「それは無理ではないですか」と言われていたと思います。それについて、さまざまな領域から、理論だけではなく実践もあり、いろいろな提言があることは、そういう点では非常に進んだと思います。すみません、老人の感想になってしまいますけれども、そのように思うところはあります。

ただ、一方で、後半に幾つか出てきたように、日本は本当にまだスタートしたばかりということもありますので、その辺りの全体像を見て、あまり諦めずにやっていくことも必要かと思いました。

田村：では、松浦先生、お願いします。

松浦：今回、福岡県で制定されました条例についてご紹介させていただきました。私どもは、おそらく大阪府の先行の子どもたちの条例も大いに参考にさせていただいたと思うのですが、今のところ、全国でも2つか3つのところだと思います。これで各都道府県の実情に合わせた類似条例が5つ、6つと出てきた場合には、先ほどの質問にもありましたとおり、またこういうシンポジウムを田村先生に開いていただいて、お互いに情報共有というか、よりよいものに連動していくような、そういうムーブメントになればいいと思っていますので、そのときはよろしくお願いします。

田村：ありがとうございます。それでは、片岡先生、お願いいたします。

片岡：今日はどうもありがとうございました。私もなごみをやり始めて丸5年近くなって、やればやるほど課題も大きいことがすごくよく分かりました。法律の問題や、今までは看護職として管理者などをやっていたのですが、支援をしていくためにはいろいろなことを知っていなければならないと思います。それと、PTSDなどのトラウマに対しての理解を十分していなければ、自分の価値判断で動くとうまくいかないことは本当に実感しています。ただ、この4年間の社

会の動きや全体の動きを見ますと、性暴力に非常に注目が向いてきていますので、これを追い風にしながら、皆さんと協力しながら、これからも一歩でも前に進めていけるように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田村：ありがとうございました。では、赤羽参事官、お願いします。

赤羽：本日はどうもありがとうございました。私も、現場で被害者支援に当たっておられる先生、また地方自治体の取組などについて、さまざまなお話を拝聴して、大変勉強になりました。特に、若年の被害者の方が、いわゆる急性期のケアだけではなくて、その後の長期的な生活支援、元の生活を取り戻すまでの支援が本当に必要だということを改めて認識したところです。様々な機関が連携して、社会全体で受け止めて支えていかなければならないと実感しまして、これからどういうことができるかをしっかり議論していかなければならないと感じました。本日はありがとうございました。

田村：ありがとうございました。それでは、新先生、お願いします。

新：本日はありがとうございました。法律、支援、それから医療、精神医療、そういった面でいろいろな課題や現状の取り組みを伺うことができ、私も本当によかったと思っています。印象に残っていることの一つには、PTSDの医療がなかなか昔と変わらない、正直に申し上げて90年代は皆、新幹線で通院していた、いい先生の初診の予約を取り付けるのに何カ月もかかったというお話を聞いて、これからきっと広がっていくのだろうと思いながら、現状はなかなか厳しく、また、ワンストップの医療拠点も、もちろん採算の問題などいろいろな課題があって、なかなかそういった支援が難しいのかなと思いました。

私は犯給法のカウンセリングの公費負担のところ、研究会で少し勉強させていただいたのですが、そこでの調査で、これは性暴力だけではなくたのですが、犯罪被害者の方の実に4割が、経済的な理由で精神的な医療を中断せざるを得なかったという結果が出て、性暴力の被害者の方も大きな課題なのかなと感じました。ありがとうございました。

田村：では、増井先生、お願いします。

増井：刑事法の分野は問題の中心ではなくて、一つのオプションとして大事な役割を果たすという位置付けですが、法律・制度をよいものに変えていく責任が法律家の共同体にはあると思います。そのときには、本当に現場で実際に被害に遭った方々と接しながら、そこでいろいろなことを学んできておられる方々から、法律家も本当のことを教えていただく、一方で絶対に譲れない倫理が法律の側にあるので、それについても、今度はきちんと説明をして納得をしてもらう。法律家だけが分かっていたらいいというのではなくて、そこは相互に教えてもらい、またきちんと説明をすることが大事だと改めて感じました。ありがとうございました。

田村：ありがとうございました。私が時間を間違えているのではないかと思われたかもしれませんが、当初予定していた時間より、10分早く終わろうと思っています。理由は、立ち話交流会をしたいのです。ご一緒に飲食をするお金も時間もないものですから、10分間早く終わって、この場所で、立ち話での交流を皆さんとともに行いたいと思います。ご参加の皆さんが講演をされた方たちに直接聞きたかった、直接言いたかったこともおありだと思いますし、ご参加の皆さん同士でもお話をされたいこともあるかもしれません。お互いに意見交換をできればと思っています。

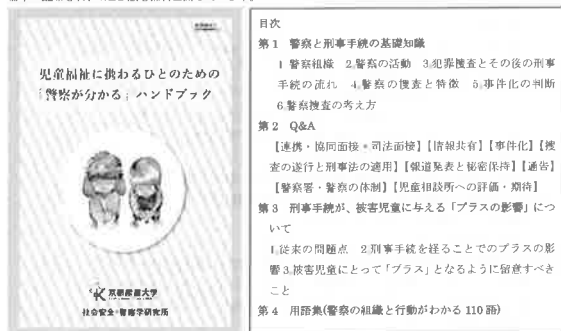
今日は大変お忙しい中、基調講演の小西先生、そして講演の松浦先生、片岡先生、警察庁の赤羽参事官にも来ていただきました。大変有意義なシンポジウムができたと思っています。フロアの皆さまの積極的なご参加にも心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

中村：それでは、本日は長時間にわたり、京都産業大学社安全・警察学研究所シンポジウムにご参加いただき、ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。感想用紙をご記入の方は、受付にて回収しますのでご提出ください。

『児童福祉に携わるひとのための「警察がわかる」ハンドブック』

京都産業大学社会安全・警察学研究所編・発行（2019年1月）

児童虐待の事件が報道されるたびに、「児童相談所と警察との連携はどうなっていたのか」と疑われます。田村プロジェクトでは2015年から、児童相談所(以下、「児相」)をはじめとする関連組織の「警察との連携強化」をよりスムーズなものとする、ハンドブックづくりに取り組んできました。警察側と、連携を欲する側、双方の視点に即した内容を、厳密な調査・整理・分析・考察に基づき集約。冊子は2019年7月現在、全国の児相に5冊ずつ配布され、WEB版も無料公開しています。



目次

第1 警察と刑事手続の基礎知識

1 警察組織 2 警察の活動 3 犯罪捜査とその後の刑事手続の流れ 4 捜査の捜査と特徴 5 事件化の判断 6 警察捜査の考え方

第2 Q&A

【逮捕・協同面接・司法面接】【情報共有】【事件化】【捜査の遂行と刑事法の適用】【報道発表と秘密保持】【通告】【警察署・警察の体制】【児童相談所への評価・期待】

第3 刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について

1 従来の問題点 2 刑事手続を控えることでのプラスの影響 3 被害児童にとって「プラス」となるように留意すべきこと

第4 用語集(警察の組織と行動がわかる 110語)

警察の組織、体制、考えかたや、児童虐待に対し「事件として介入」する際の判断、捜査の流れ、報道への対応、警察に期待できる対応や留意点など、疑問や不安を解消する答えとヒントがざっさり詰まっています。

無料ダウンロードはこちら

<http://www.kyotoseu.ac.jp/dollabook/jishu/igk/igk00001600017/index.html>

(注1) 上記は NISTEX (社会技術研究開発センター) のプロジェクト紹介記事から転載。プロジェクトの名称は「親密圏内事案への警察の介入過程の見えかたによる多機関連携の推進」で、研究所メンバーのほか済外の研究者及び(元)実務家で実施した。

プロジェクト報告書アドレス https://www.kyotoseu.ac.jp/dollabook/igk/igk00001600017/1592575201/summary_0101.pdf

(注2) 警察官向けの解説：田村正博「親密圏内事案における警察の介入のあり方」後述研究2019年10月号より連続中

京都産業大学社会安全・警察学研究所

2013年(平成25年)4月発足。「警察学」の名を冠した日本で唯一の研究所として、「社会安全への取組みと犯罪防止の核となる警察のあり方」についての学問的研究を行うとともに、「社会安全の担い手の方々の協働の促進」に取り組んでいます。

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(平成31年福岡県条例第19号)

(目的)

第1条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第181条まで、第225条(わいせつ目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第228条(同法第225条に係る部分に限る。)、第241条第1項及び第3項並びに第243条(同法第241条第3項に係る部分に限る。)の罪
 - 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪
 - 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。第17条第1項及び第18条第3項において「児童買春等処罰法」という。)第4条及び第7条の罪
 - 四 盗犯等の防止及び処罰に関する法律(昭和5年法律第9号)第4条(刑法第241条第1項の罪に係る部分に限る。)の罪
 - 五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)第3条第1項から第3項までの罪
 - 六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

- 二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)に対する当該相手の対応によって当該相手に生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、学習環境その他の生活上他人と共有する環境を害することをいう。
- 四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利(以下「自己決定権」という。)又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益(以下「性的人格権」という。)を侵害する行為をいう。
- 五 性被害 性暴力の相手当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。
- 六 二次的被害 支援条例第2条第1項第4号に規定する二次的被害をいう。
- 七 二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。
- 八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。
- 九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 十 子ども 18歳に満たない者をいう。

(基本理念)

- 第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。
- 一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにならなければならないこと。
 - 二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を阻害する極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならない

いこと。

- 三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を促め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。
- 四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

〔基本方針等〕

第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

- この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。
 - 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。
 - 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行為は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことと教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。
- 2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することもないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
 - 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れられ行動の起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
 - 被害者は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って被害者を抑止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。

に、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

〔行動規範〕

第9条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。

- 2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関〔報道を業として行う個人を含む。〕による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。）は、重大な人権侵害に当たると認められることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

〔中先垂範〕

第10条 知事、県議会議員その他関係県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくることと強い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

〔性暴力根絶等に関する教育活動〕

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家等が派遣するものによって行う。

3 私立学校教育法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（学校

四 子どもや心身に障がいがある者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、取組その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

〔県の責務〕

第5条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

〔県民の責務〕

第6条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

〔事業者の責務〕

第7条 事業者は、その事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないよう、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるように配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい職場環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときは、適切に対応しなければならない。

〔市町村の責務〕

第8条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警署との連携の下、性暴力被害が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに

教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）は、第1項の教育の状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

〔性暴力根絶等に関する研修等〕

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

〔性暴力根絶等に関する広報・啓発等〕

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

〔総合窓口の設置及び関係機関との連携〕

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下「支援センター」という。）を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

- 専門の相談員による相談
 - 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
 - 医療機関、警察署等への付添い及び助言
 - 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
 - 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供
- 3 支援センターは、医療機関、県警署その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

〔性暴力及び性被害に関する相談等〕

第16条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応

又は当該被害者について、支援センターに相談することができる。この場合において、支援センターは、相談者の意思と立脚に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

- 2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応するべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害者事案に関する協議・検討)

第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

- 2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報等を確実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯したが、これらの罪に係る刑期の満了の日(前の一節の執行が猶予された場合には猶予されなかった期間の執行が終わった日)から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めるときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めの日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

なければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めるときとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

- 4 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認めるときについては、これを勧奨することができる。

- 2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行が猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第14条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置する等、加害者が被害者に遭遇することがないよう、配慮しなければならない。

- 2 知事は、性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

(医療機関の取組)

第20条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、被害者に伴う疾病の予防又は治療その他被害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

(被害者支援に関する特則)

第21条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例に規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

- 2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第3条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。

3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。

4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第5条第3項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。

5 県は、支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき支援条例第10条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

(過料)

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

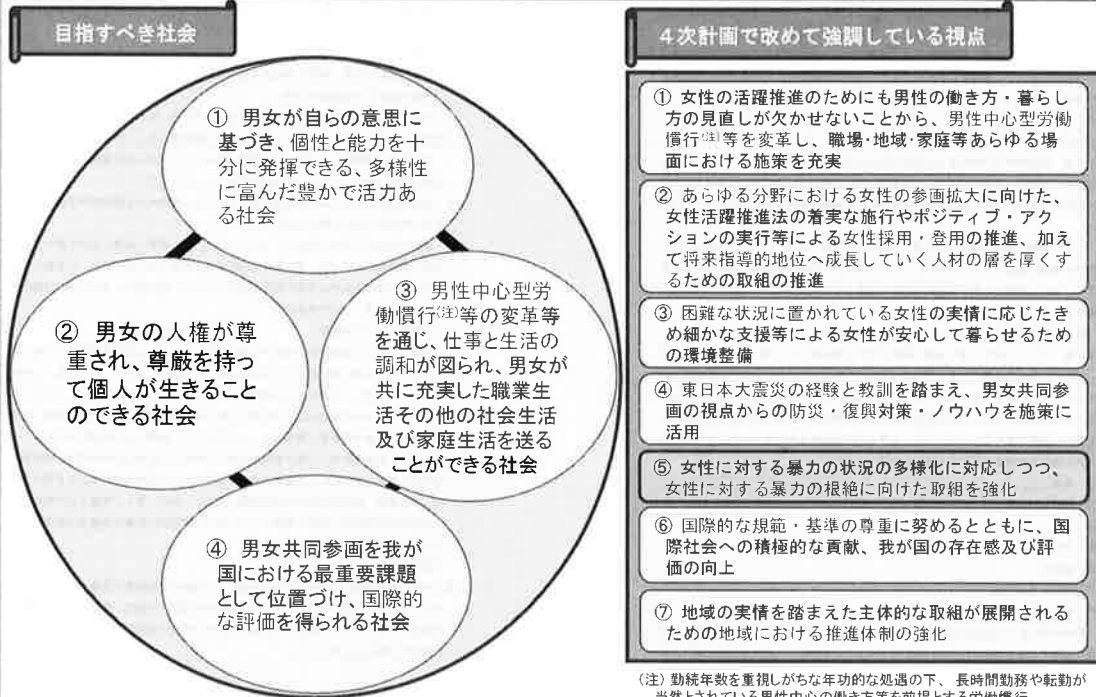
(この条例の見直し)

- 2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする。

第4次男女共同参画基本計画(概要)① [平成27年12月25日閣議決定]

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

第1部 基本的な方針



資料:内閣府

第4次男女共同参画基本計画(概要)②

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> 「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援 医療分野における女性の参画拡大
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> 予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子供に対する性的な暴力、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、メディアにおける性暴力表現への対策
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 育児・介護の支援基盤の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 男女共同参画等の教育・学習の充実等
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 防災施策への男女共同参画の視点の導入 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 国際的な防災協力
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
IV 推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 	

資料:内閣府

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

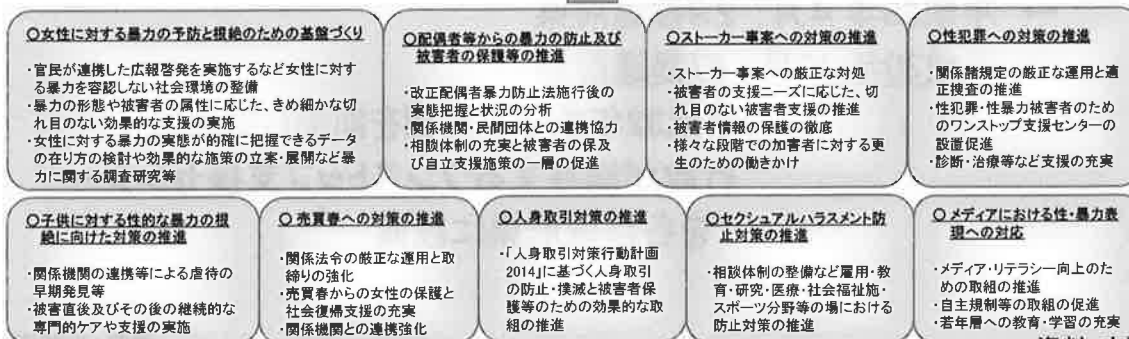
基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して迅速かつ確に対応していく必要がある。
- 被害者支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。

成果目標

項目	現状 (作成時)	現状	成果目標 (期限)	項目	現状 (作成時)	現状	成果目標 (期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性: 16.6% 女性: 50.3% (平成26年)	男性: 26.9% 女性: 57.6% (平成29年)	男性: 30% 女性: 70% (平成32年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	114か所 (平成31年4月)	150か所 (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性: 30.4% 女性: 34.3% (平成26年)	男性: 69.2% 女性: 73.7% (平成29年)	男女とも70% (平成32年)	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	47か所 (平成30年10月) 前倒しで達成	各都道府県に最低1か所 (平成32年)

施策の実施



資料:内閣府

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」(H24.3)から一部抜粋

警察庁HP https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/index.html

1 ワンストップ支援センターの目的

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

2 ワンストップ支援センターに求められる核となる機能

- ・支援のコーディネート・相談 …………… 相談センター
- ・産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等) …………… 病院

3 ワンストップ支援センターの形態(核となる機能の物理的關係)

- ・病院拠点型
- ・相談センター拠点型
- ・相談センターを中心とした連携型

資料:内閣府

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター の設置について」

性犯罪・性暴力への対策の推進

- **第4次男女共同参画基本計画の成果目標**
平成32年までに、各都道府県最低1か所の設置

- **設置状況**

- 平成27年11月；25都道府県
- 平成28年 4月；29都道府県
- 平成30年 10月；47都道府県

平成32年までの目標を前倒しで達成
行政が関与するワンストップ支援センター
を各都道府県に設置

資料：内閣府

京都産業大学社会安全・警察学研究所
シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」
2020. 2. 17
話題提供メモ

新 恵里（京都産業大学）

【性暴力被害者への支援の現状と課題】

性暴力被害者のための制度、サポート体制などは、医療の公費負担制度や、ワンストップ支援センターなどの設立により、一定整えられてきた。

●そのうえでの課題は、医療、精神的サポート、法的な問題の相談などを担う機関が、より連携を強化できること。

●性暴力被害者支援は、なるべく早期に（事件直後から）、特に被害者が安全だと安心できる環境の確保と、医療的ケアが受けられることが重要であり、その条件を満たせる支援体制が整えられること、証拠が採取できることは、被害者が事件化することに寄与。

被害の事件化することは、被害者の大切な権利。→被害の正しい認識（「自分は悪くない」等）、被害者の尊厳の回復、加害者に責任を取らせることなどが可能になる。
（→詳しくは、「児童福祉に関わるひとのための「警察がわかる」ハンドブック」第3巻を参照）

【支援にまで「届かない」、支援に「のらない」被害者へのアプローチ】

●性暴力被害者は、もともと生きづらさを抱えたり、懸念所がない、孤立をしていることにより、被害に巻き込まれることが少なくない（とくにSNSが利用されるケース）。

特に、家庭での懸念所がなさ、家庭の子ども虐待、性虐待、ネグレクト等の被害にあっていている場合
・大人への不信感が強く、「相談する」「助けを求める」選択肢がない。

- ・コミュニケーションをとることが難しい。
- ・自己表現が下手（自分がどうしたらよいかわからない）。
- ・自己評価が低い（自分を大事にできていない）。

支援の「受け皿」があっても、そこにたどりつかない。

被害者の気持ちや意思を権利保護、代弁（アドボケート）できる支援者が必要。

【性加害者への指導・相談について】

●性加害者は、社会では孤立したり、孤立しがちであることも多い。前述のように、被害者も孤立していることが多い。

「孤立している加害者が、孤立している被害者を性加害に巻き込む」という構図も少なくない。

孤立を防ぐ、社会や人と繋がる、という意味では、性加害者への指導・相談は、再犯防止には重要。出所者は、受刑中に学んだ「再犯防止プログラム」を、社会で実践していくことになる。その実践を支える機関・窓口があることも、プログラムの成否にも大きく関係すると思われる。

●性加害者のなかには、かつて性被害にあった経験をもつ人も少なくない。男女を問わず、性被害防止のための啓発とともに、男児、男子少年、男性への性被害支援センターが必要である。

第3 刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について

1. 従来との問題点

これまで、児童虐待、子どもの被害について、「本人が事件化を望んでいないから」「子どもが二次被害にあつたら」「刑事手続は子どもには過酷だ」などの理由から、刑事手続に行きたくないことが被害児のためである、といった認識で、刑事事件化することが避けられてきた傾向がありました。また、児童虐待の場合は、将来的な親子関係の修復、事件化することで環境の変化も考慮され、刑事事件化については、消極的なケースも多くあったと思われず。

しかし、周囲のサポートを得ながら、適正な刑事手続を経ることは、被害児童のその後の立ち直りに資することが多くあります。

ここでは、刑事手続を経ることが、児童に与えるプラスの影響について説明します。

2. 刑事手続を経ることでのプラスの影響

(1) 自分の身に起きたことを客観的に理解することができる、被害の認識ができる。

虐待の被害児童は、自身の生活環境の中で日常的に被害を受けていることから、その状態が「虐待である」という認識ができていない、自分の身に何が起きていたのか理解できない児童が多くいます。また、児童の年齢によっては、「子どもには意味がわからないこと」「子どものうちでよかった」といふ、片付けられることもあり（特に性虐待、性的被害の場合）。刑事手続を経ることが、被害者であること、被害の意味を知るきっかけとなります。

(2) 被害について自分のことばで語り、それを真実に耳を傾けてもらえる機会が得られる。

虐待の被害児童は、一方的な加害者からの虐待行為により、自身の感情や気持ちを表出することができません。被害者が、自分が受けた被害、ダメージ、精神的苦痛などの意見を述べることができることは、被害児童の精神的ダメージを緩和し、混乱を整理することに役立ちます。また、「きちんと話せた」ということは、被害児童の自尊心の回復につながり、「真実に自分の話を聞いてくれた」という体験は、大人社会に対する信頼感の回復にもつながります。

(3) 「悪いのは加害者であって、自分ではない」ということを認識できる。

児童虐待、加害者に虐待の認識がない場合、「おまえが悪いから」など虐待を正当化することが多く見られますが、一方で、多くの被害児童は、日常何にそのようなことを繰り返して受けることにより、「自分は悪い子だ」という思い込みがなされることとなります。その結果、虐待を受けていることも、「自分が悪い子だから仕方がない」「自分が怒らせてしまった」といふように思っていたり、そもそも、被害者としての認識ができていないことも少なくありません。また、性的虐待の場合は、「自分も他人に言えない悪いことをしている」という共犯的感覚を植えつけられていることもありです。

また、第三者による子どもの被害（性的な被害など）の場合も、成人の犯罪被害同様、児童自身も、「私がおかしいんじゃない」といふように、被害にあつた自分自身を責めることも少なくありません。刑事手続を経ることで、加害者がその責任を追及されたり、処分を受けたりすることで、事件の責

任は加害者にあるということも、認識できる機会となり得ます。

(4) 被害児童が、刑事司法手続に関与するなかで、「選択」が与えられる。

児童虐待や犯罪被害など被害体験は、「避けられない」一方、圧倒的な体験であり、トラウマ体験となつて子どもの心を傷つけます。このトラウマ体験からの回復は、自分自身で主体的に「選択できる」ことが有効といわれています。

司法機関や子どものサポートを担う人が留意する必要がありますが、刑事司法手続のなかで、被害児童が、被害者として選択する機会を得ることとなります。刑事司法手続に子どもが関与し、自ら事件の話をしたり、意見を表明する機会が与えられることは、被害児童の主体性を取り戻し、一方的に受けた被害の回復につながることで期待できます。

(5) 自分自身の力で、問題を解決することができたことと実感できる。自尊心の回復につながる。

(3) で前述したように、被害は、被害者にとつて一方的で、「防ぐことができなかった」ものであり、多くの被害児童が無力感を感じています。

刑事司法手続のなかで、専門家や周囲のリポートを得ながら、被害者として必要な手続きをクリアする（供述、証書、意見表明など）ことができた場合には、「自分にもできた」「困難なこと立ち向かえた」といふ達成感が得られ、無力感からの回復、自尊心の回復につながります。話すことができ、「すっきりした」と表現されることもあり。事件化の結果を一つの区切りとして、一歩、精神的に進むこともできます。

(6) 自分自身の身体や心を大切にすることができるようになる。

前述の「自尊心の回復」とも関連しますが、刑事司法手続のなかで、周囲から、被害児童自身の身体と心を大切に扱ってもらえる体験は、その後の精神的ダメージの予防にも関わり、重要です。虐待の場合は、児童の心身が繰り返して傷つけられていることで、被害児童自身も、自分の身体や心の状態に関心をもつことができず、自身を大切に扱うべき存在であるという意識が欠落していることもあります。そのようななか、自尊心の低下と相まって、被害児童は、情緒性PTSD、摂食障害、アディクション（依存症）、また自傷行為などの精神的疾患や症状に、将来的に苦しむ場合も少なくありません。

刑事司法手続のなかで、被害者として扱われ、被害児童の心身のダメージが正当に認識され、「あなた自身がこのように扱われてよい存在ではないのだ」ということが公式の場で明確にされることは、被害児童の尊厳や存在価値の回復に資することになり、被害児童が、自分自身は大切な存在であるという認識をもつきっかけとなることも期待できます。そのような認識を被害児童が持っているかどうかは、上記のような、被害児童に特有の精神的な症状の発症や予防に関わります。

(7) 加害者が刑事処分を受けることにより、自分が受けた苦痛の代償を加害者が払っている、加害者が責任をとった、という認識が得られる。

被害者が、自身に多大な苦痛を与えた加害者に、相応の処分を受けてほしい、責任をとってほしいという加害感情をもつことは自然であり、児童や少年も例外ではありません。たとえそれが低年齢の児童であっても、自身の被害がどのように処理されたかは、被害児童が成人した後にも知ることであります。

自分の受けた被害が、大人社会が「きちんと対応してくれなかった」「なかつたかのように扱われた」といった受け止めを被害児童がしていること、それが社会や大人に対する不信感につながり、被害児童が将来的に、周囲と良好な人間関係を築くことに困難を来す可能性があります。実際、事件化を避けるための「配慮」によって、事件化を避けられたことに対して、「きちんと対応してくれなかった」という怒りや恨みのような感情が、被害児童のその後の人柄にも影響を及ぼすこともあります。少年院など矯正施設の収容者の多くが、虐待やネグレクトの被害児童であることは周知のことですが、「他人のことは信用しない」「自分を責めるのは自分だけ」といったような大人社会に対する不信感や闘争性、彼らの問題行動の根拠にあります。このような感情は、虐待被害への対応とも、決して無関係ではないでしょう。

事件化によって、司法機関や支援の専門家に加害者の責任を追及したという事実によって、被害者は、周囲の被害を深刻に受け止め、動いてくれた、という感謝をもつことができますし、加害者が刑事処分を受ければ、自分の受けた被害に対して、加害者は責任をとったという事実ができます。

(8) 大人や社会、周囲に対する信頼感を取り戻すことができる。

(7) に関連しますが、刑事司法手続のなかで、被害児童が、自分の話をしっかりと聞いてくれた、自分の言うことを受け入れてくれた、一緒に真実に考え直してくれた、自分の「味方」になってくれたという経験と実感が得られると、大人社会や周囲に対する信頼感を取り戻すことができます。被害を受けるということは、周囲への信頼感を根こそぎ奪う出来事であり、成人の一般的な犯罪被害の被害者にとつても、社会に対する信頼感をもう一度取り戻すことは大きな課題ですが、被害児童も例外ではありません。

3. 被害児童にとって「プラス」となるように留意すべきこと

上述のように、事件を刑事司法手続に付すことは、被害児童にとって、多くのメリットがあります。しかし、刑事司法手続は、被害児童に様々な負担のかかる場面もあり、被害児童の負担軽減策やサポート、二次被害防止の取組みもきちんと行ってそのメリットでもあります。留意すべき点について、ここでは大きく二つあげます。

一つは、被害児童自身が、事件化を望んでいるかどうか、年齢や発達段階、心理状態などをよく見極めて、子どもと接する必要があるということです。

実際、「本人が事件化を望んでいない」と把握される場合は、多くみられます。虐待の場合は、加害者である親をばうり行動も少なくありません。被害児童にとっては、自身の存在を委ねている絶対的な人が加害者であり、その存在が不在になることで、「自分はどの先どうなるのか」といふ強い不安があるからです。虐待による支離滅裂な声や態度がなくなっている場合もありますし、加害者への恐怖心や、報復へのおそれがある場合もあります。

心身ともに傷つた被害者は、成人の一般犯罪であっても、刑事事件にすることへの躊躇や恐怖をもちますが、被害者としては自然なことです。事件化することのメリット、デメリットを十分に説明しうたうえで、事件化を望むのかどうかを丁寧に聴くことが、成人被害者の支援の現場で強く求められています。事件化することができる機会は、その先、二度とないからです。児童に対して基本的にも同じで、むしろ、「虐待を受けた子どもは、容易に事件化を望まない」といふ共通認識のもとに、関係機関は、虐待の専門的立場として、事件化を望まない児童の心理状態をよく見極めて、十分に子どもに接する必要があります。富田的

なコミュニケーションがとれる年齢であれば、十分な説明を行い、不安を取り除き、被害児童の真の心情、気持ちを丁寧に聴取することも求められるでしょう。

二つは、刑事司法手続のなかで、被害児童にとってのメリットが最大限に生かせるよう、また、被害児童の負担軽減策、二次被害防止のための取組み、サポート体制を整えることです。

まず、被害児童にとって、安心できる人（セーフ・パーソン）と認識されるよう、捜査・司法機関や支援者が、被害児童と信頼関係を築くことが基本です。

次に、被害児童にわかる形で、しっかりと、必要時に十分な説明を行っていくことです。従来、とくにわが国の社会の中では、被害については、「子どもには理解できないだろう」「子どもには知らせないほうがよい」と、ネガティブな出来事と思われることについては、蓋さない傾向がありました。しかし、児童の発達段階に応じて説明をするほうが、児童のその後の精神的回復に有効だといわれています。

「自分が話すことで、この先、どうなっていくのか？」の見通しが立たない不安なままであること、児童は決して話すことができません。話すことによって、被害を終わらせることができることや、今の生活より、安心したずっとよい生活が待っているというイメージを持ってもらえるかが大きなポイントとなります。

また、状況に応じて、様々なフォローアップをすることも重要です。被害児童が、被害を申告したことによって環境が変わった場合（施設入所、転居、転校など）には、特製の注意が必要で、自分が話ししたことによって、相手の人生を変えてしまった（悪いことした）などという、ネガティブな解釈にならないようなフォローが必要でしょう。また、「なぜ、自分が？（このような被害を受けたのか）」という被害者が直面する根源的な問題に向き合い、心の整理を援助するケアも必要でしょう。

さらに、被害児童が、サポートを得ながら刑事司法手続に関与することは、たとえ加害者を訴追しきれても大切なプロセスとなりますが、加害者が処分されなかった場合（不認罪処分や無罪になった場合等）に、被害者への精神的なフォローも必要です。被害児童が幼く、刑事司法手続について理解できない年齢の場合は、自身の被害がどのように対応され、どのような結果となったのかを、将来的に知ることができるよう、対応と説明ができる制度も必要でしょう。

警察など捜査・司法機関や民間も含めて、被害者に対する支援の取組みは近年、着実に前進していますが、児童や少年への支援も同時に、広がりや厚みをもって展開されることが、被害児童にとってのプラスの効果に必須条件であることはいまでもありません。近年実施されている、司法前線などのように、刑事司法手続の中で工夫の積み重ねが期待されます。

海外でも、刑事手続に関わる児童に対して、ハードなことではあるけれども、勇気づけをし、サポートをしながら、「チャレンジをする」ことができた児童に「よくやったね（Well done!）、I am proud of you（君を誇りに思うよ）」などと激励する光景がみられます。わが国においても、被害児童が関わることで得られるプラスの面が、もっと顕著されるべきだと考えられます。

シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」
2020年2月17日

刑事法は性暴力被害者のために何ができるか

京都産業大学 増井敦

1 刑事法のもつ特別な力

適正な手続きを経て加害者に対し刑罰を科すことができる

加害者に刑罰を科すことはなぜ被害者のためになるのか？

＝侵害の修復・被害者の回復へ向けたニーズの側面から刑罰を捉え直す
刑罰とは、加害者への非難の表明

① 被害者への擁護

被害事実とその不法性を確認し、行為者に対して非難を表明することにより、被害者の正当性を宣言し、被害者を擁護する。

② 加害者が責任に応じるための働きかけ

加害者に一定期間の不利益を甘受させ、規範的な働きかけの対象とすることで、被害者に対する償い・謝罪、改悔を促す。

2 刑事法の限界

刑事法を律する諸原則＝刑事法全体に対する憲法上の規制

刑事法の存在理由

実体法上 罪刑法定主義

故意犯処罰の原則

手続法上 検察官の挙証責任(疑わしきは被告人の利益に)

厳格な証明(合理的な疑いを入れない程度の証明が必要)

被告人の防衛権の保障

→刑事法は犯罪の事案による被害の一部に対してしか刑罰を科すことができない。

3 被害者支援における刑事法の役割とその位置

(1)被害者の多様なニーズに応えるオプションのワンオペゼムとしての刑事法
刑事法の特別な力には厳然たる限界があることを認め、過大評価すべきでない。

刑事法への期待がかえって被害者をもう一度傷つけることがないように。
加害者の処罰は被害者の多様なニーズに応える数あるオプションの一つにすぎない。

被害者の回復への直接的な支援が犯罪的事態への対応の中心となるのがよい。

1

シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」
2020年2月17日

たケースにおいては故意が否定され、無罪となる。

客観的要件に応じて要求される故意の内容にも反映されるとはいえ、客観と主観のズレによって不可罰となる過失の構造はどこまでいっても不変。
→過失犯処罰規定を設けるか

(3) スウェーデンにおける性犯罪規定の改正¹

同意のない性的行為の処罰を求めるイスタンブール条約対応としてEUでは性犯罪規定の改正が続いている。スウェーデンでは2018年7月に改正。

- ① 基本思想:すべての個人は性的完全性(sexual integrity)と性的自己決定の権利を持ち、それが尊重されなければならない
- ② 基本類型:自発的に参加していない者と性交等を行った者は、レイプとして、2年以上6年以下の拘禁刑に処す。(重大な場合は、5年以上10年以下、重大でない場合は、4年以下)
- ③ 不同意の認定:関与者が自発的であったかどうかの判断に際しては、その自発性が言葉、行為によって、又は他の方法によって表現されたかどうか特別の考慮が払われなければならない。
- ④ 法定不同意:暴行・脅迫、脆弱性(睡眠、薬物の影響等)、依存関係(教師等)を利用した場合には、自発性が認められない。
- ⑤ 重過失処罰規定の新設:4年以下(重大でない場合は不可罰)、行為者には相手方の自由意志による参加を確証する義務。

(4) 私見

① 性犯罪の保護法益

「性的自己決定の自由」→「人間の尊厳」→「肉体的内密領域を侵害しようとする性的行為に対する防御権」という意味での「性的自己決定権」、「心身の完全性」

→(私見)「性的内密領域の不可侵性」参考例)暴行罪・住居侵入罪

② 暴行・脅迫要件の緩和

→同意に基づかないわいせつ・性交等をさらに広く性犯罪化してよい。
現行規定は加重類型として維持し、基本類型として暴行・脅迫要件のない

¹ 日本記者クラブ「スウェーデンの性交同意法 強制性交とは何か」ヴィヴェカ・ロング(スウェーデン司法省上級顧問)・ヘドヴィクト・ロスト(スウェーデン検察庁上級法務担当)(2020年1月21日) (<https://www.youtube.com/watch?v=Hj0q02bfm0>)、川口浩「強姦罪から不同意性交等罪へー刑法の基本類型の比較法的考察」法制研究 85巻 3-4号(2019年)507頁以下、小沢華希「強制性交等罪の構成要件緩和——欧州における同意のない性交の罪——」国立国会図書館調査と情報 1076号(2019年)を参照。

3

シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」
2020年2月17日

(2) ワンストップ・センター

医療的・福祉的支援を中心におきつつ、同時に、刑事手続による加害者処罰へむけた被害者の難しい道のりをサポートしているのは、非常に重要な優れた活動である。

物的証拠の保全、信用性を担保しうるかたちでの供述証拠の保全が、訴追に向けては特に有益。

制度のさらなる充実拡充を推進すべき。

(3) 加害者に対するはたらきかけ(福岡県性暴力根絶条例)

注目されるのは、性犯罪者の刑期満了後の住所届出義務と、受診の勧奨と社会復帰支援。

刑期満了後も、過去の行為に基づいて民事上、行政上の義務・責任・制限が残っているのは当然(例えば、損害賠償責任・資格制限)。二重処罰には当たらない。

刑期満了後一定期間社会内における監督下での支援は本人にとっても有益。重罪に該当する者には刑の一部執行制度は適用されないから、現実的に必要な手当てといえる。

執行猶予、起訴猶予、罰金刑になった者にも目配りが行き届いている。

4 刑事法はなにができるか

2017年改正が行われたが、3年後の見直しに向けて検討すべき課題を実体法に絞って点検する。

(1) 問題の所在

① 罪刑法定主義に関わる限界:特に、暴行・脅迫要件について

177条強制性交等では「反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」が必要

2017年改正では、要件緩和・撤廃は見送り。
理由:不同意性交を犯罪行為・被害の実体と捉えたうえで、客観的な要件として、暴行脅迫を柔軟に解釈運用している。但し、適切な事実認定の研修を進める。

処罰の閾限は、暴行・脅迫がなくても処罰される類型でカバー。
受皿として準強制わいせつ・性交等罪、抗拒不能は不意打ち・欺罔を含む。

→179条監護者わいせつ・性交等新設。

→暴行・脅迫要件不要類型をさらに拡張する、あるいは、基本類型化するべきか

② 故意犯処罰の原則による限界の問題

客観的には犯罪事実が認定されたとしても、行為者が同意の存在を誤信し

2

シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、何ができるか」
2020年2月17日

不同意性交罪の新設に賛成。法定不同意となる加重類型の追加も検討する。
但し、現行の強制わいせつ・強制性交等よりも低い法定刑を定めるべき。

③ 過失犯処罰の是非

行為者には相手方の自由意志による参加を確証する義務を認めるとすれば、同意の誤信ケースにおいて重過失を処罰することも可能。単純過失は不可罰とすべきか。

(5) 検討すべき課題

① 不同意の意味

積極的同意モデル only yes means yes ⇔ 拒否モデル no means no ドイツ型
自発的な参加ではない性交 認識可能な意思に反する性交

② 行為の重大性(違法・責任の大きさ)に応じた法定刑

＝意思抑圧の程度×性的侵入の重大性(部位深度、態様、時間等)

・意思抑圧の程度

↓自発的な参加を得ずに(困惑・迎合・論めによって同意した場合?)

拒絶の意思表示に反して

支配関係・未熟者への誘惑・威迫・欺罔・不意打ち

強制(反抗が著しく困難)・抗拒不能・監護者・13歳未満

・性的侵入の重大性

↓非接触

性的接触 露出部位

隠匿部位

指・物の挿入

性交 性器の挿入

4